科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 9 月 12 日現在

機関番号: 32608 研究種目:挑戦的萌芽研究 研究期間:2011~2013 課題番号:23653252

研究課題名(和文)義務教育 就学義務のシステムが保障する無償の範囲に関する研究

研究課題名(英文) The Structure and Practice of the Free Compulsory Education without Scooling

研究代表者

西村 史子(Nishimura, Fumiko)

共立女子大学・国際学部・准教授

研究者番号:10316846

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、諸外国の非就学型の義務教育と公的支援について調査確認し、日本の義務教育の 形態及び無償性の枠組みを柔軟化する試みである。米英仏ではホームエデュケーションとして制度化され、立法府で再 三論議されながら、障害教育を除き、国家から家庭への経済的支援は殆ど無い。地方政府や民間奨学団体による支援は 認められる。米国では、家庭の負担に対し、所得税の控除等を配慮している州はある。途上国では、ノンフォーマルエ デュケーションを通じて、義務教育を拡充してきたが、近年は就学義務を徹底しつつある。政府はホームスクーリング の支援制度、登録制や監督強化、高等教育機関への進学保障を通じて、公教育への包摂化を進めている。

研究成果の概要(英文): This study aims to make it clear that the world trends of the home education/schoo ling and the public assistance for it. It focuses on the free compulsory education system in the 21st cent ury. The families choosing the home education are not likely to get the public financial assistance except in the special needs. Some states in the US provide the parents of the tax credit or the deduction for the education expenditure. Some scholarship funds offer the grants in the EU. The governments are increasing the control over the homeschool families by the registration and inspection system. Addition to these policies, the home schooled students can take the exams for the state diplomas or credentials for the higher education institutions and the professions. Home education is gradually subsumed in the official school system.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 教育学

キーワード: ホームスクーリング ホームエデュケーション バウチャー チャータースクール 義務教育の無償

就学義務 税控除

1.研究開始当初の背景

(1)21 世紀以降の日本における「中学校卒業程度認定試験」「高等学校卒業程度認定試験」の受験資格緩和に伴う、実質的な就学義務柔軟化の政策実施状況を、義務教育無償の措置が拡大する契機と捉えた。

(2)すでにアメリカ合衆国では、非就学型義務教育(home schooling)の費用負担に関して、複数の州で保護者の州所得税控除が実施され、連邦所得税控除の導入が論議されていた。(3)ヨーロッパには、保護者の教育権の保障に関し歴史的伝統があり、非就学型義務教育には一定の社会的認知がある。

2. 研究の目的

諸外国の非就学型義務教育の制度を確認、整理し、政府の家庭に対する支援形態を検討分析して、義務教育無償の範囲についての論議や制度化の動向を把握し、日本の憲法第 26条第 2項「義務教育は無償とする」の解釈拡大を狙う。

3. 研究の方法

アメリカ、フランス、イギリス、中華圏、インド等の非就学型義務教育を採用している諸外国の実態を、官公庁資料の閲覧、関連研究論文・図書の検討、義務教育行政担当行政官や home schooling/home education を実施する保護者団体関係者、大学の研究者等との面談を通じ、動態的な把握を試みた。

4. 研究成果

(1)アメリカ合衆国の事例

アメリカ合衆国での非就学型義務教育は、 -般にホームスクーリング(home schooling) と呼ばれ、1960年代から実施する家庭が増え、 各州は私立学校扱い、ないしは例外的な義務 教育の形態として認め、1992年には全州で法 制化されている。2010年にホームスクール生 徒が学齢児童生徒(k-12 学年)の3%に達し たと確認されている。しかしながら、家庭へ の教育負担について、州所得税の優遇措置を 導入しているのは、ミネソタ、イリノイ、ル イジアナに限定される。共通して、 の政教分離規定が宗教教育、宗派学校や教会 への政府資金補助を禁止するといった程度 の文言で、 州最高裁や連邦最高裁により、 ミネソタ州の所得控除、イリノイ州の税額控 除、アリゾナ州の奨学団体への寄付の税額控 除が州及び連邦憲法の政教分離に抵触しな いとの判例が確立し、制度が定着している (1983 年ミュラー判決、1999 年カッターマ ン判決、2001年グリフィス判決)。そして、

州法等でのホームスクーリングの位置づけは、ミネソタ州が non public school に、イリノイ州やルイジアナ州では private school とされている。学校(school)と定義することで、ホームスクーリング家庭でも就学する場合と全く同じ税控除制度が認められている。連邦議会での連邦所得税のホームス

クーリング家庭への控除、保護者 = 教師と見做し、教師への控除を保護者に認める論議が展開し、上下院委員会で再三にわたり法案が提案、検討されるものの廃案になっている。これについては、第 47 回日本比較教育学会大会の「アメリカ合衆国におけるホームスクーリングと税控除政策の動向」にて発表報告した。

一方、全米で増加しているチャータースク ールには、インターネット活用の在宅型教育 を提供するものが認められ、インターネット 接続料や PC 購入費用の公費負担(家庭負担 無し)と相まって、多くの支持を得て各州で 急増している。これらの学校では、在宅であ りながら、公的に認定されたカリキュラム教 材を用いており、生徒は就学者とほぼ同様の 教育を受けることになる。従来のホームスク ーリングもまた汎用化された類似のインタ ーネット教材を使用するとあって、インター ネットを媒介とした非就学型教育の定義に ついて再検討が促されている。つまり、ホー ムスクーリングとサイバー / バーチャルチ ャータースクールの線引き、home schooling と public school at home との違いを明確化 することを、HSLDA(全米ホームスクーリン グ法的擁護協会)等は主張している。これは、 公立学校制度がホームスクーリングを包摂 する動向への抵抗運動と言える。政府の規制 を極力受けないという原点回帰を強めても いる。以上については、第24回アメリカ教 育学会大会「インターネットの普及とホーム スクーリングの変容」で報告した。

こういった事態を受けて、各州でホームス クーリングの定義が再検討され、厳密なもの となりつつあるが、一定の公的規制を受ける private school からも峻別された non public school/educationの扱いによって、教育費に 関わるホームスクーリング家庭への公的支 援制度の一つに問題が生じている。2001年に いわゆるブッシュ減税の対象とされ 2012 年 に恒久化したカバーデル教育貯蓄口座であ る。受取人の子女が 18 歳まで年間 2000 ドル を上限に積立て、運用できるだけではなく、 引出しも 30 歳まで自由となっている。運用 益、利子など全て非課税である。IRS(内国 歳入庁)によれば、ホームスクーリングを実 施していえる保護者が、同貯蓄口座を活用で きるかどうかは、居住する州の法律が、その 教育形態を私立学校として定めている (private or religious school ..., as determined under state law)の場合に限定 される。各州の法規定(及び州最高裁判決ほ か)に見るホームスクーリングの扱いは、 2010 年当時の HSLDA の報告によると、私立学 校と見做しているのは 14 州だったが、2014 年現在は半数に達している。また、そのうち 半数以上は、私立学校として認定するか否か を家庭の選択にゆだねるようになっている。 こうして、カバーデル教育貯蓄口座を通じた ホームスクーリング家庭の教育資金の調達 は、IRS の規定に倣う州政府による認定と公 的規制の受容が条件となっている。以上の知 見を、第 49 回日本教育行政学会大会で発表 報告する。

(2)イギリスの事例

イングランドとウェールズ

1944 年のバトラー法により保護者に子女 の就学義務が規定されて、イギリスの学校教 育を原則とした義務教育制度(5-16歳)は整 うが、1950年代にはすでに地方教育局の統制 から逃れ自宅での保護者による教育を叫ぶ 市民運動が開始され、1996 年教育法で education otherwise の範疇として、非就学 型義務教育の home education が正式に認め られた。これを選択する保護者に対し、国家 からの経済的支援は原則無かった。LA(地方 教育局)には、教育省のガイドライン (Elective Home Education: Guidelines for Local Authorities 2013)に、経済的支援と 不適切な教育と判断する場合の就学命令等 の介入が認められている。年1回ホームエデ ュケーション訪問官(EHE Visitor)が住居 を訪れ、教育計画を確認、教育状況を把握し、 関連担当職員とともに必要な助言をするこ とができる。教科書や教材などの給付は無い。 GCSE などの中等教育修了試験等の受験費 用は、原則受験者の負担だが、支給する LA もある。障害者の在宅教育への支援は、国か ら LA の予算配分を通じてなされ、2013 年度 からは「学校特定交付金」(Dedicated Schools Grants)を柔軟に利用して各家庭を支援する ことになった。ただし、これらの支援が受け られるのは、保護者が地方教育局に事前に報 告するか、子女の退学時に校長へホームエデ ュケーションを実施する意思を伝えた場合 である。同年には、14,15 歳の子どもでも継 続教育やカレッジに就学可能となって、費用 は FEA (教育助成局)が直接補助し、保護者 も LEA にも負担は無い。他、民間奨学団体に よる経済的支援が僅かに散見される。

スコットランド、北アイルランド

ほぼ同様の政策が採用され、2014年度から 北アイルランドでは、登録制、担当官の訪問、 住居の確認、カリキュラムの承認などが義務 付けられている。

イギリスのホームエデュケーション家庭や子女の教育状況については、児童虐待、子どもの非行や学力不振が懸念され、国家統制を求める声も上がっている。2009年のバッドマン報告(Badman Review)、それに続きLAへの登録義務や視察義務の導入を求めて、1996年法の改正法案が議会に提出された。しかし、諸方面からの批判で与党の支持を得ず、廃案となった。したがって、実態を示す公的な統計資料は未だに無い模様である。

(3)フランスの事例

1998 年の教育法典に在宅での教育 (l'instruction dans la famille) は正式

な義務教育(6-16歳)の形態として認められ、 2007年には通信教育も含むことになった。つ まり、就学しない教育形態は、すべてホーム スクーリング / ホームエデュケーションと して定義された。2010年までに全学齢児童生 徒の 0.3%を占め、通信教育機関に登録せず 完全に保護者による教育を受けているのは、 その 1 割の 3000 人と推定されている。ただ し、一世帯につき1名のみ可能である。学齢 期を通じて、毎年保護者は登録手続きをし、 報告書を作成、居住の地方自治体の首長に提 出する。隔年で、地方自治体は保護者のホー ムスクーリングを選択する理由、子どもの健 康状態や教育環境を調査する義務がある。学 区視学官(inspecteur d'academie)は年1回 の訪問指導(居住家屋以外でも可)を行い、 国家指定の8領域にわたる子女の能力と学 習の進捗状況を確認し、教育指導に問題があ れば就学命令を出す。これらの義務を履行し ない、命令に従わない保護者には罰金あるい は禁固刑が課せられる。

フランスには、ホームスクーリングを選択 する家庭の教育費負担を直接に軽減する政 策は無い。ただし、やむを得ない事情のため、 視学官等の勧めで、子女が CNED (国立遠隔教 育センター)の該当する通信教育課程に在籍 する場合(無料) 就学期間中は新学期手当 (L'allocation de rentree scolaire) や税 控除が保護者に認められる。リセレベルでは、 子女は各種奨学金の受給資格を得られる。就 学できないやむを得ない事情とは、障害や医 療を受けるため在宅を余儀なくされる、スポ ーツや芸術活動、移動の頻繁な保護者に同伴 している、地理的に学校から遠隔地に居住し ているなどである。自らの意思で CNED や民 間の通信教育を選択した場合は、これらの経 済支援は受けられない。

英仏ともに 19 世紀から保護者の教育権を保障する教育制度を有してきたが、20 世紀後半の移民の急増と多文化を尊重する社会への変容を経て、政府による徹底したカリキュラム管理や経済的支援を通じてホームスラーリングを公教育に包摂化しようとす義務すである。両国を比較して、非就学型義務教育の保障のしくみを整理し、「ホームエデュケーションへの統制強化の動向 - 英仏の事例 - 」(共立女子大学総合文化研究所紀要第 21 号)に発表する予定である。

(4)インドの事例

2009 年に無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE 法)が成立して以降、インドのホームスクーリング / ホームエデュケーションはその存続が危惧されている。同法では、保護者に子女を就学させる義務(6-14 歳)が規定され、貧困層出身の生徒を無償で私立学校に入学させるクォータ制を強制し、無償の義務就学の徹底化が進んでいる。CBCE(中央中等教育委員会)は、全国レベルの初等中等教育の標準カリキュラムや学力評価手続き

を公示して、従来の第10学年を卒業(修了) せずとも、中等学校教育修了試験に合格すれ ば上級段階の学校へ進学できる方途が閉じ られる動向にある。各州が実施する中等教育 修了試験もそれに倣う傾向にある。また、例 えば、伝統芸能を伝える特殊な教育・訓練が、 同法の施行により困難になるとして訴訟が 起こされている。これらに対しシバル人材開 発相(2010年当時)は、ホームスクーリング を禁止したわけではなく、保護者の選択を尊 重する旨コメントを発表している。

1950年に施行の連邦憲法で、無償義務教育 の保障努力が定められて、その実施は各州の 権限となった。数次に渡る五カ年計画に初等 教育の普及が謳われるものの、長引く中央政 府の政治的混乱と経済の低成長が主たる原 因で、学校教育の整備は遅れ、就学率は伸び 悩み、国民の識字率の向上は所与の目的を達 成できなかった。そのため、1970,80 年代は 就学の普及よりも家業や仕事に従事しなが らの識字教育が採用され、国際機関や諸外国 の人的経済的支援の下、いわゆるノンフォー マルエデュケーションが浸透した。そして、 1989 年に NIOS (国立オープンスクール委員 会)が設置され、各地のノンフォーマルエデ ュケーション機関との教育連携と試験実施 による修了資格付与が制度化した。これが、 同国の学校教育への移行段階としてのホー ムスクーリングを涵養したと捉えられよう。

90年代に入ると、地方自治体(村落共同体 レベル)の意識改革や学校運営への住民参加 は就学率を高めることが認識され、憲法に地 方自治体の教育行政へ参画、少数民族や女性 を配慮した教育(学校設立含む)を認める規 定が追加された。2002年には教育を受ける権 利は基本的人権に位置づけられ、RTE 法への 筋道がつけられた。また、好調な経済発展を 背景に高学歴層の高い社会達成は、国民の進 学熱を煽った。貧困層は風聞に惑わされて、 評判の悪い公立学校を忌避し無認可学校に 子弟を入学させ、多額の教育投資をした挙げ 句、生徒は進学試験の正規受験資格を得られ ず、受験しても不合格を繰返し、進学を断念 する事態に陥っていることが社会問題とな った。こうして正規の私立学校が貧困層に開 放されたとも言える。

私立学校授業料の高騰により、扶養子女 (2名まで)の学校教育(全日制 インド国 内限定)に支払う授業料の所得税控除額が引 上げられる一方、地方の低所得層の利用が多 い NIOS 等の通信教育機関が提供しているコ -ス等への支払い分は認められていない。ホ ームスクーリング実施家庭には政府からの 経済的支援は無い。

以上の知見は、第 48 回日本比較教育学会 大会ほかで報告した。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6件)

西村史子、アメリカ合衆国のホームスク

ーリングと州所得税控除、共立女子大学 国際学部紀要第 32 号、査読有、2015 年 (予定)

西村史子、ホームエデュケーションへの 統制強化の動向 - 英仏の事例 - 、共立 女子大学総合文化研究所紀要第21号、查 読有、2014年(予定)

西村史子、台湾における就学前バウチャ - の導入と変容、共立女子大学総合文化 研究所紀要第 19 号、 査読有、 2013 年、 pp.129-139

西村史子、20世紀初頭のメイン州におけ る town tuitioning 制の定着過程、共立 女子大学国際学部紀要第30号、査読有、 2013年、pp.113-123

西村史子、香港の就学前教育におけるバ ウチャー制の導入、和光大学人間科学部 紀要第5号、査読有、2012年、pp.39-51 西村史子、19世紀のメイン州における town tuitioning 制の確立過程、共立女 子大学国際学部紀要第 28 号、査読有、 2011年、pp.87-103

[学会発表](計 5件)

西村史子、アメリカ合衆国の非就学型義 務教育に対する公的支援の動向、第49回 日本教育行政学会大会、2014年10月11 日 東京学芸大学(予定)

<u>西村史子</u>、インドの無償義務教育に関す る子どもの権利法にみるバウチャー制の 受容、第 50 回日本比較教育学会大会、 2014 年 7 月 12 日 名古屋大学

<u>西村史子</u>、インターネットの普及とホー _____ ムスクーリングの変容、第 24 回アメリカ 教育学会大会、2012年10月13日 九州 大学

西村史子、インドにおける無償義務教育 に関する子どもの権利法とホームスクー リング、第 48 回日本比較教育学会大会、 2012年6月10日 九州大学

<u>西村史子</u>、アメリカ合衆国におけるホー ムスクーリングと税控除政策の動向、第 47 回日本比較教育学会大会、2011 年 6 月 26 日 早稲田大学

[図書](計 1件)

西村史子ほか、 教育の経営・制度、一芸社、 2014年、pp.25-38,51-64

6.研究組織

(1)研究代表者

西村 史子(NISHIMURA, Fumiko) 共立女子大学・国際学部・准教授 研究者番号:10316846

(2)研究分担者 無し

(3)連携研究者 無し